

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第36号

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

見附市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年見附市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の195」を「100分の205」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。